

新たに支給の対象となる子どもの保護者(世帯)に

「こども医療費受給資格登録申請書」を送付します!

対象年齢の拡大に伴い、新たに対象となる子どもにかかった医療費の支給を受けるためには、登録申請が 必要になります。なお、下記の対象者には通知を送付します。

現在、受給資格証をお持ちの方は、対象年齢の拡大に伴う登録申請手続きの必要はありません。

*平成20年4月2日から同21年4月1日生まれの子どものいる世帯に申請不要(自動更新)の案内を送付します。

申請書の送付対象者

●平成18年4月2日~同20年4月1日生まれの子どものいる世帯に申請書を送付

申請書類

申請書と必要書類(通知の内容をご確認ください)

*新たに登録が必要な場合は、子どもの保険証の写しと保護者の振込先口座の写しを添付してください。

申請方法

\窓□は混み合う場合があるため、郵送か電子申請がオススメです/





必要事項を記入した申請書と必要書類を添えて、同封の返信用封筒(切手不要)で返送

②電子申請



通知または下の 二次元コードか ら電子申請



③窓□



必要事項を記入した 申請書と必要書類を 持参の上、直接同課 (本庁舎3階)、川越 駅西口連絡所または 市民センター

12月25日 (別に通知を送付します。来年1月25日(水)(必着)までに申請してください。

主な改正点

- ●支給対象年齢を15歳(中学3年生)から18歳(高校3年生相当)まで拡大
- 子どもが市外に転出しても、保護者が市内在住の場合は支給対象

申請書を提出された方とすでに受給資格証をお持ちの方には、来年3月下旬に新しい受給資格証 を送付します